

# (仮称)調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設民営保育園】(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

## 【パブリック・コメント手続の実施概要】

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和元年9月20日(金)～令和元年10月21日(月)
- (2) 周知方法 令和元年9月20日・10月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階子ども政策課, 公文書資料室, 神代出張所, 教育会館, 各図書館・公民館・地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 子ども家庭支援センターすこやか, 公立認可保育園
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所子ども政策課まで提出

### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 30件(22人)

#### <提出意見の内訳>

全般に対する意見	2件
第1章「方針策定にあたって」に対する意見	0件
第2章「子育てを取り巻く現状」に対する意見	0件
第3章「認可保育園(公立・私立)の現状」に対する意見	1件
第4章「公立保育園における民間活力の活用の前提」に対する意見	18件
第5章「公設民営保育園における更なる民間活力活用の考え方」に対する意見	9件
その他意見	0件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

### 【全般】

項目	No	意見の概要	市の考え方
全般	1	「（仮称）調布市公設民営保育園における民間活力の活用方針【公設民営保育園】（素案）とあるが、その中身は公設民営保育園の完全民営化であり、誤解を招く名称でなく、はっきりと「（仮称）調布市公設民営保育園の完全民営化方針（素案）」として、市民の意見を聴くべきである。	本方針で示している「公私連携型保育所制度」は、児童福祉法第56条の8に規定されている保育所の運営に関する仕組みであり、公私連携型法人として市から指定を受けた法人が、市と「協定」を締結し運営する保育所を「公私連携型保育所」とするものであり、民設民営保育園でありながら、市と「協定」を締結することで一定の市の関与を残しつつ、運営する手法であることから、市の関与について、一般的な民設民営保育園とは異なります。 また、「公私連携型保育所」に移行する際は、市が所有する土地や建物などの無償譲渡又は廉価での貸付が要件の一つとなりますが、本方針では、財産処分の方法を検討するに当たっては、保育及び運営に支障をきたすことがないように、移行する保育園における土地・建物等の所有状況及び状態等を総合的に検討して処分方法を決定することとしており、「無償又は廉価での貸付け」による公私連携型保育所への移行も想定しています。
全般	2	この素案（公設民営保育園から公私連携型保育所（という名の「民設民営保育園」）への移行）について、対象となる公設民営保育園の保護者に説明し、その意見を聞いたか？聞いたとしたらその結果を示すこと。	調布市ハブリック・コメント手続条例に則り、市報やホームページでの周知を図りながら、ハブリック・コメント手続を行うことに加え、本方針の中で具体的な民間活力活用手法を示した公設民営保育園の在園児保護者に対しては、個別に本方針（案）を配布し、丁寧な周知に努めました。

### 【第3章「認可保育園（公立・私立）の現状】

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 17～18 2 公立及び私立保育園における保育サービスと運営状況の比較	3	地球環境も経済状況も年々厳しく、ますます生きづらい世の中だと感じています。 そんな中、未来に向かって成長し、やがては未来を創ってゆく主人公である子どもたちは社会のみんなで大切に育てゆく宝のような存在だと思っています。 親だけが子育てを頑張るのではなく、みんなで育てる、は大前提だと思います。 その意味で、安心して預けられる保育園の整備は本当に急がれると思います。 同時に保育士さんに十分な報酬と休暇と研修の機会が保障されていないと思います。 「子どもを大切に、多様なニーズに対応すること」と「保育士さんが生き生きと仕事ができる環境を整えること」は、両立して初めて子どもたちに届くことだと思います。 資料を拝見すると民設民営の保育園で長い時間の保育や、生後間もなくの受け入れに対応しておられることが分かります。ありがたいけれど、反面、無理をしてはいないか、と心配になります。今後、サービス向上という企業的な競争原理が保育園にも及んでしまうのでは、ということもとても不安です。 子どもたちも、親たちも、保育士さんたちもみんなが幸せになるよう、どうか市として責任をもって力を尽くしてください。もちろん、市民として、できることはお手伝いしたいと思います。よろしくお願いします。	市では、待機児童対策を最重要課題の一つとして捉え、調布市基本計画及び調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）に基づき、平成27年度からの4年間で2000人を超える私立認可保育園の誘致等による定員拡大を図って参りました。 保育の質の維持・向上に向けては、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施しており、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境についても確認しています。また、国や東京都の制度を活用した保育園職員の処遇改善や宿舍借り上げに関する補助を実施するなど、働きやすい環境づくりに向けた支援を継続的に行っています。 今後も引き続き、保育の量と質の両面から、子ども・子育て支援施策を推進して参ります。

### 【第4章「公立保育園における民間活力の活用の前提】

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 23～24 2 効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3 対象施設 4 民間活力の活用の手法	4	今回の案は、「民間活力の活用」という名のもとに、4園ある公設民営保育園を本格的に民営化をしようとしています。 これは、市の保育についての経費削減として提案されていますが、お金を削減するということは責任も削減するということだと思います。 そして、このことは、今後、公設公営の保育園を民営化しようとする布石です。 市の労働組合に、すでにその方針が示されています。 保育園の経費は、主には人件費です。経費を削減することは、保育士の給料を下げるまたは人数を減らすことにつながります。ますます保育園に入りにくくなっている 昨今、保育士の給料を上げて人材確保することが求められていますし、公立が保育士の待遇を上げることでこそ、民間保育園の保育士の待遇改善、そして保育の質の向上ができるのではないのでしょうか。 そのような意味で、私は、今回の案には反対です。	市内公立保育園における民間活力活用の対象施設は、公設民営保育園4園と公設公営保育園4園としています。また、方針策定に当たり、公設民営保育園と公設公営保育園では、現在の運営体制等が異なることから、それぞれの状況に応じた検討を行う必要があるため、方針を別々に整理することとしており、この度は、公設民営保育園に関する方針を先行して策定するものです。 本方針では、公設民営保育園の公私連携型保育所への移行に伴って得られる新たな財源を、市全体の新たな子育て支援ニーズへの対応や保育園運営経費に関する貴重な財源として活用していくこととしています。財源の確保は、保育園運営経費を削減することではなく、公設民営園から民設民営園に移行することで、保育園の運営費について、国や東京都からの補助を受けることが可能となり、その結果として、市の財政負担が軽減されることとなります。 公私連携型保育所への移行後も、現行の運営経費を維持し、保育サービスが低下することのないよう留意して参ります。 なお、本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 また、市としても、保育士不足の昨今、保育の質の維持・向上に向けては、保育士等の処遇改善が重要と認識しており、引き続き、国や東京都の制度を活用しながら、保育園職員の処遇改善等に努めて参ります。

【第4章「公立保育園における民間活力の活用の前提」】

項目	No	意見の概要	市の考え方
<p>P. 23～24 2 効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3 対象施設 4 民間活力の活用の手法</p>	5	<p>調布市がこの間、私立認可保育園の誘致・整備に取り組み、待機児童数の縮減について一定の成果を上げてきた努力は多とするものです。その結果、保育園諸経費の支出が大幅に増加し、財政上負担になっていることも理解できます。しかし保育園諸経費の支出をすこしでも削減するために、公設民営保育園を民設民営に変更したり、公設公営保育園の半数に民間委託を導入したりすることについては、その前にもう一度立ち止まって検討する必要があると考えます。本方針（案）が提示するような案が出てくるのは、公設保育園に対する国と都の負担金・補助金がゼロにされたことに根本原因があります。本来、子どもの成長発達という大事な仕事に国はかつてのようにもっと財政的にも責任を負うべきだと思います。そういう財政措置が削られたために、調布市としては財政困難に陥っていることをまず市民に訴え、その是正のためにどう動くかを考えるのかということ、まず方針案の前提とし、その上に立って、その解決策を検討するという筋道が描かれなければ、到底市民が納得できる方針にならないと思います。そういう前提なしに、「民間活力の活用」という無内容な美辞麗句を掲げることはやめてほしいと思います。今保育園を運営する民間にどんな活力があるのですか。すべてとは言いませんが、調布市に限らず多くの民間経営の保育園で、低賃金の保育士を雇い、さらに保育士の確保もままならず、保育士の長時間過密労働が行われているのが実態ではないでしょうか。そのため、仕事がつづかず早期に退職する保育士も多く、保育の経験や技能が継承されず、保育の質が低下しているのが実態ではないでしょうか。そのどこに民間の活力があるのですか。民間の活力とは安い費用で質の低い保育を効率的に保育士の犠牲の上に立って行うことではないでしょうか。</p> <p>「民間活力の活用」とはいかにも良いことのように聞こえます。そうすると、前述のように、本当は国の補助金が削られたことが原因だということが隠されて、補助金がカットされたおかげで民間活力が活用されるいい結果になったと聞こえてしまいます。政府が進め調布市を困らせてきた補助金削減はいいことだったと美化することになりませんか。政府の責任を免除することになりませんか。その上でなおもし公私連携型に移行する場合、市との協定により一定の関与も可能とされていますが、公立と同様の基準で運営されるよう市が責任をもって監督することが重要です。しかし市が多くの民間立保育園を十分に監督するには、そのための人員を確保することが重要であり、その点の裏付けがもっときちんと方針に書き込まれるべきだと思います。</p> <p>同時に、民設民営保育園の質が確保されるためには、保護者の力が必要です。保護者会と園と市の協議会を常設し、保護者の意見が反映されるようなくみをつくるのが欠かせないと思います。この点も方針の中にもりこむべきだと思います。</p> <p>民設民営の保育園に対し、市が十分な監督・助言・指示などを行なうとしても、園がそれに基づいて改善を行うには、どうしても資金が必要になると思います。保育士の確保のための大作なども含め、新たに適切な改善のための補助制度を確立することが必要だと思います。その点も方針のなかで明確にしてほしいと思います。</p>	<p>本方針の策定に当たっては、第4章に記載のとおり、行財政改革の具体的な取組を示した行革プラン及び平成29年3月に策定した調布市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公立保育園における民間活力の活用や今後の在り方について検討を進めてきました。</p> <p>また、「調布市子ども条例」の理念にある「子どもは調布の宝、未来への希望」であることを念頭に、調布の子どもたちのために、保育の質を確保しつつ、持続可能な保育サービスの提供につなげていくという視点から検討を重ねてきました。</p> <p>公立保育園12園のうち4園を除く8園を、民間活力活用の対象施設としていますが、公設民営保育園と公設公営保育園では、現在の運営体制等が異なることから、それぞれの状況に応じた検討を行う必要があるため、方針は別々に整理することとしており、本方針は、公設民営保育園に関する方針となります。</p> <p>本方針では、公設民営保育園の公私連携型保育所への移行に伴って得られる新たな財源を、市全体の新たな子育て支援ニーズへの対応や保育園運営経費に関する貴重な財源として活用していくこととしています。財源の確保は、保育園運営経費を削減することではなく、公設民営園から民設民営園に移行することで、保育園の運営費について、国や東京都からの補助を受けることが可能となり、その結果として、市の財政負担が軽減されることとなります。</p> <p>公私連携型保育所への移行後も、現行の運営経費を維持し、保育サービスが低下することのないよう留意して参ります。</p> <p>なお、本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。</p> <p>また、保育人材の定着及び離職防止のために、平成27年度から保育士就職相談会を開催しているほか、保育従事職員のための宿舍借り上げ支援事業を実施しています。</p> <p>更には、保育士等の確保に向けては、処遇改善が重要と認識しており、引き続き、国や東京都の制度を活用しながら、処遇改善等に努めて参ります。今後も、保育人材の安定的な確保及び定着に向けた効果的な取組を実施して参ります。</p> <p>保育の質の維持・向上に向けた取組としては、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、労務管理の状況や財務状況なども把握しており、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。</p> <p>今後も引き続き、保育アドバイザーの活用や指導検査を適切に実施し、保育の量と質の両面から、子ども・子育て支援施策を推進して参ります。</p>
<p>P. 23～24 2 効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3 対象施設 4 民間活力の活用の手法</p>	6	<p>地方公共団体事業の民営化の流れが財政削減の名目のもと加速している事が感じられます。市はこれまで築いてきた関係や連携の経験が引き継げるのか、民営化のデメリットについても市民に分かりやすく説明し、丁寧に進めて欲しいと思います。何よりも保育の質を下げないでください。</p> <p>運営主体が調布市である公設民営保育園だけでなく、市内の保育園の運営の質の向上について、チェック機能と責任を持ち管理監督して欲しいです。</p> <p>また、民間業者の職員の方が働き過ぎになるのではと案じられます。</p> <p>本来は、子育て中の保護者の働き方を根本的に見直す議論こそ必要ではないでしょうか。</p>	<p>市では、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、労務管理の状況や財務状況なども把握しており、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。</p> <p>本方針では、公設民営保育園の公私連携型保育所への移行に伴って得られる新たな財源を、市全体の新たな子育て支援ニーズへの対応や保育園運営経費に関する貴重な財源として活用していくこととしています。財源の確保は、保育園運営経費を削減することではなく、公設民営園から民設民営園に移行することで、保育園の運営費について、国や東京都からの補助を受けることが可能となり、その結果として、市の財政負担が軽減されることとなります。</p> <p>なお、本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。</p>

【第4章「公立保育園における民間活力の活用の前提」】

項目	No	意見の概要	市の考え方
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	7	<p>子育ては個人の問題ではありません。国・都・市が協力しあい、公的な支援のもとでおこなわれるものです。保育園、幼稚園、どちらにも行かない子どもと、就学前はいろいろですが、公立保育園は私立保育園の指標となるもので規範ともいえます。 今、様々な保育園があります。その保育の指標や規範となる公立保育園の民間委託には反対します。 調布市は、長らく保育分野では先進的な役割をはたしてきました。責任を放棄しないでください。</p>	<p>市では、私立認可保育園の誘致・整備を中心に待機児童対策を推進してきました。こうした中、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境などについても確認し、それぞれの特色がある中で、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 本方針では、今後の保育園運営における民間活力の活用に当たっては、保育環境の変化等による子どもへの影響に留意しつつ、保育園運営に関する財源確保を図ることも重要な視点として認識する中で、多角的に検討しながら、公設民営保育園及び公設公営保育園のそれぞれに相応しい手法を優先的に検討し、活用していくこととしています。 公設民営保育園における民間活力の活用手法については、第5章に示したとおりですが、公設公営保育園における民間活力の活用手法の検討に当たっては、前述した視点を踏まえて、子どもへの影響などに留意しながら、保育園職員と共に検討して参ります。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	8	<p>公立保育園の民間委託に反対です。責任を放棄しないでください。民間に責任転嫁しないでください。未来ある子どもの幸せを第一に考えましょう。</p>	<p>市では、私立認可保育園の誘致・整備を中心に待機児童対策を推進してきました。こうした中、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境などについても確認し、それぞれの特色がある中で、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 本方針では、今後の保育園運営における民間活力の活用に当たっては、保育環境の変化等による子どもへの影響に留意しつつ、保育園運営に関する財源確保を図ることも重要な視点として認識する中で、多角的に検討しながら、公設民営保育園及び公設公営保育園のそれぞれに相応しい手法を優先的に検討し、活用していくこととしています。 公設民営保育園における民間活力の活用手法については、第5章に示したとおりですが、公設公営保育園における民間活力の活用手法の検討に当たっては、前述した視点を踏まえて、子どもへの影響などに留意しながら、保育園職員と共に検討して参ります。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	9	<p>2019年10月より保育の無償化が始まりました。「無償化」は、保護者の負担軽減につながりますが、それだけでは保育の充実が進みません。「給食費の実費徴収」や「保育士の処遇改善」、「保育の質」など課題は山積みな中、公立保育園を減らしていくことは考えられません。 調布市の保育園の保育の質」を検証すると同時に、保育事故につながらないよう人材確保をすることが先決ではないでしょうか？</p>	<p>市では、私立認可保育園の誘致・整備を中心に待機児童対策を推進してきました。こうした中、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境などについても確認し、それぞれの特色がある中で、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 本方針では、今後の保育園運営における民間活力の活用に当たっては、保育環境の変化等による子どもへの影響に留意しつつ、保育園運営に関する財源確保を図ることも重要な視点として認識する中で、多角的に検討しながら、公設民営保育園及び公設公営保育園のそれぞれに相応しい手法を優先的に検討し、活用していくこととしています。 公設民営保育園における民間活力の活用手法については、第5章に示したとおりですが、公設公営保育園における民間活力の活用手法の検討に当たっては、前述した視点を踏まえて、子どもへの影響などに留意しながら、保育園職員と共に検討して参ります。 また、市では、保育人材の定着及び離職防止のために、平成27年度から保育士就職相談会を開催しているほか、保育従事職員のための宿舍借り上げ支援事業を実施しています。 更には、保育士等の確保に向けては、処遇改善が重要と認識しており、引き続き、国や東京都の制度を活用しながら、処遇改善等に努めて参ります。今後も、保育人材の安定的な確保及び定着に向けた効果的な取り組みを実施して参ります。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	10	<p>民営化することでももちろんプラスになる面も多数あるが、市内に保育園（公立）はできるだけ減らさずに運営できたら良いと思う。 今回の台風の災害のような時など民営の保育園でバラバラに保育をするより、公立園に集まって保育するなど、市としての保育方針もあると思うのでそういう事も考えて残してほしい。 民営化になり、全ての園が保育が十分とは正直いえない面もあるのと保育士の人数確保も公立はしっかりできるので、少しでも残して頂き市の活動面を積極的に行ってもらえたらと思います。課題は沢山あると思いますが。</p>	<p>市では、私立認可保育園の誘致・整備を中心に待機児童対策を推進してきました。こうした中、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境などについても確認し、それぞれの特色がある中で、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	11	<p>民間委託に関する方針を見ると予算のことが中心に書かれており、保育内容については触れられていませんでした。 公的に安心して預けられる保育の保障こそが第一に優先されるべき事であると感じます。都や国と連携を図り、更なる公的な保育の充実を考えて頂きたいです。 今回、大型台風の際、公務員である公立の保育士の方々に保育を守っていただいた事を聞くことだと感じます。</p>	<p>市では、私立認可保育園の誘致・整備を中心に待機児童対策を推進してきました。こうした中、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境などについても確認し、それぞれの特色がある中で、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 本方針では、今後の保育園運営における民間活力の活用に当たっては、保育環境の変化等による子どもへの影響に留意しつつ、保育園運営に関する財源確保を図ることも重要な視点として認識する中で、多角的に検討しながら、公設民営保育園及び公設公営保育園のそれぞれに相応しい手法を優先的に検討し、活用していくこととしています。 公設民営保育園における民間活力の活用手法については、第5章に示したとおりですが、公設公営保育園における民間活力の活用手法の検討に当たっては、前述した視点を踏まえて、子どもへの影響などに留意しながら、保育園職員と共に検討して参ります。 また、保育の質の維持・向上に向けては、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、前述した通り、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施しております。 今後も引き続き、保育の量と質の両面から、子ども・子育て支援施策を推進して参ります。</p>

【第4章「公立保育園における民間活力の活用の前提」】

項目	No	意見の概要	市の考え方
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	12	<p>民間委託するにあたって、保護者へきちんと説明、そして職員に対しても説明をしてください。利用する人、関わる人が納得できる説明をしてから始動、実行して下さい。</p>	<p>本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 市では、これまでも民間活力を活用し、運営業務の委託化を図ってきましたが、本方針における、今後の保育園運営における民間活力の活用にあたっては、保育環境の変化等による子どもへの影響に留意しつつ、保育園運営に関する財源確保を図ることも重要な視点として認識する中で、多角的に検討しながら、公設民営保育園及び公設公営保育園のそれぞれに相応しい手法を優先的に検討し、活用していくこととしています。 公設民営保育園における民間活力の活用手法については、第5章に示したとおりですが、公設公営保育園における民間活力の活用手法の検討にあたっては、前述した視点を踏まえて、子どもへの影響などに留意しながら、保育園職員と共に検討して参ります。 公設民営保育園の公私連携型保育所への移行の際には、移行に伴う園ごとの課題を整理し、保護者の説明や事業者との協議を丁寧に行いながら、移行手続を実施して参ります。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	13	<p>公立保育園を今ある8園から4園に民間委託しないでください。「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針」には、それなりの事が書いてありましたが、結局は経済的に調布市の負担が大きい事が原因のように感じました。 市として、責任を持って保育園運営を継続して欲しいです。</p>	<p>本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 市では、これまでも民間活力を活用し、運営業務の委託化を図ってきましたが、本方針における、今後の保育園運営における民間活力の活用にあたっては、保育環境の変化等による子どもへの影響に留意しつつ、保育園運営に関する財源確保を図ることも重要な視点として認識する中で、多角的に検討しながら、公設民営保育園及び公設公営保育園のそれぞれに相応しい手法を優先的に検討し、活用していくこととしています。 今後も、市税収入の大幅な増加が見込めない状況の中、待機児童対策や多様化する新たな子育て支援ニーズに対応していくためには、保育の質の維持・向上と併せた財源の確保が重要な取組の一つになると認識しています。 保育の質の維持・向上に向けては、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境についても確認しており、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 今後も引き続き、保育の量と質の両面から、子ども・子育て支援施策を推進して参ります。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	14	<p>保育園の必要性がずっと課題となり、調布市でも待機児童数が多い自治体のひとつといわれています。公立園の民間委託をなぜ今の時期、この情勢の中で行われるのか不思議に思います。財政難？何にお金をそんなに使うのでしょうか。保育の質も求められています。例外なく調布にもたくさん保育園ができています。公立園の質もアップさせて、たくさん保育園のお手本となってもらいたいです。 民間委託の計画を再度見直すとともに、豊かな保育を目指す公立園であってほしいと思います。</p>	<p>待機児童対策については、市の最重要課題の一つとして重点的に取り組み、平成27年度からの4年間で私立保育園の誘致等により、2000人を超える定員拡大を図ってきました。 このことに伴い、保育園運営経費が大幅に増加し、今後も、市税収入の大幅な増加が見込めない状況の中、引き続き、待機児童対策や多様化する新たな子育て支援ニーズに対応していくためには、保育の質の維持・向上と併せた財源確保が重要な取組の一つになると認識しています。 保育の質の維持・向上に向けては、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境についても確認しており、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 そのため、公立保育園のあり方を検討するうえで、今後の公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理する必要が有ると考えています。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	15	<p>調布市の保育基準となる公立園を今以上減らすべきではないと思います。民間委託していくことに強く反対します。保育の必要性に市として応えるべく、公立保育園を存続させてほしいと希望します。</p>	<p>本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	16	<p>「子どもは調布の宝、未来への希望」と書かれていましたが、子どもの生活に配慮されている部分はどこなのでしょう。 公設公営8園を4園にするというのは反対です。 未就学の子ども時代、人生の基礎となる大切な時期を豊かな保育環境（特に園庭）と豊かな保育技術・専門性をもった保育士の方々に見守られ、のびのびと育つことが最も重要なことだと思います。 2億円の財源よりも、現在現場に立たれている先生方の技術の方がはるかに価値があります。そしてその先生方が毎日通う子ども達の大きな心の支えとなっていることを考えても、お金のために環境を考えることは良いとは思えません。 また、公立園と私立園を比較し、私立園の方がサービスが豊かであるというように取れるような記載はやめていただきたい。 公立園の保育内容には意味があり、「子どもは宝」を念頭におくならば、長時間保育や低年齢児の入園によるへい害もあることを知ることから始めていただきたいです。</p>	<p>本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 市では、これまでも民間活力を活用し、運営業務の委託化を図ってきましたが、本方針における、今後の保育園運営における民間活力の活用にあたっては、保育環境の変化等による子どもへの影響に留意しつつ、保育園運営に関する財源確保を図ることも重要な視点として認識する中で、多角的に検討しながら、公設民営保育園及び公設公営保育園のそれぞれに相応しい手法を優先的に検討し、活用していくこととしています。 今後も、市税収入の大幅な増加が見込めない状況の中、待機児童対策や多様化する新たな子育て支援ニーズに対応していくためには、保育の質の維持・向上と併せた財源確保が重要な取組の一つになると認識しています。 保育の質の維持・向上に向けては、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境についても確認しており、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 なお、私立認可保育園で実施している生後57日からの受入れや延長保育事業については多様な保育ニーズに対応するためには必要であると認識しており、乳児に対する保育や長時間保育の位置付けを事業者の保育計画に位置付けることを指導検査において指導することで、保育の質の維持・向上に努めています。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	17	<p>災害等の拠点等、公立園の数は4園以上必要だと思います。パブリック・コメントが募集されていること自体わかりにくく、一般市民の方が知る機会がなかったのではないのでしょうか。</p>	<p>本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 パブリック・コメント手続の実施にあたっては、調布市パブリック・コメント手続条例に則り、市報やホームページでの周知を図りながら、パブリック・コメント手続を行うことに加えて、本方針の中で具体的な民間活力活用手法を示した公設民営保育園の在園児保護者に対しては、個別に本方針（案）を配布し、丁寧な周知に努めました。</p>

【第4章「公立保育園における民間活力の活用の前提」】

項目	No	意見の概要	市の考え方
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	18	<p>公立保育園の民営化には絶対反対です。公立保育園を残す意義は、社会を担う人材を育てる大切な所です。そこにお金を使うのは「生きたお金を使う」ことだと考えます。公立保育園の存在意義は大変大きいものがあります。質を落とさず良い環境で子どもを育てることができるお手本になるからです。</p>	<p>本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 今後も、市税収入の大幅な増加が見込めない状況の中、引き続き、待機児童対策や多様化する新たな子育て支援ニーズに対応していくためには、保育の質の維持・向上と併せた財源確保が重要な取組の一つになると認識しています。 保育の質の維持・向上に向けては、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境についても確認しており、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 今後も引き続き、保育の量と質の両面から、子ども・子育て支援施策を推進して参ります。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	19	<p>1 公立保育園の運営費や施設整備費の一般財源化が自治体負担を重くしているなかで、交付税措置という仕組みから、民間園並の直接補助制度に戻すことを、自治体が国に要求していくべきと考えます。 2 一般財源化の中にあっても、公立保育園を維持継続している自治体は多く、民間活力の活用と言って、保育の市場化に歯止めがなくなる政策はとるべきではありません。 3 「公設民営保育園を現在の運営法人による公私連携型保育所に移行」し、民設民営保育園になることで、市からの運営費を柔軟に運用することができるようになりますが、そのことによって企業保育園などは企業利益につながるような運用ができるのではないのでしょうか。それは、公的資金が企業経営に自由に使われるということの問題ではないかと考えます。</p>	<p>本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 企業立の保育園については、市が実施する指導検査の中で、企業会計に基づく適正な会計処理をしていることを確認しています。また、認可保育園の運営費については、社会福祉法人や株式会社といった運営主体によらず、運用ルールが設けられており、適正な運用がなされているかどうかについても、指導検査で確認をしています。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	20	<p>この素案に対して、反対します。調布市は12園あった公設公営保育園うち、4保育園を公設民営にしました。その時も反対しましたが、公設公営保育園⇒公設民営保育園⇒民営保育園の図ができています。 最終的に公設公営保育園を4保育園のみ残すとしています。 今回の素案は、4園のみの素案でなく、将来的に4園にしますという案を通すことになるので反対します。 子どもの貧困が7～6人に一人という現状に対して、公設公営保育園を減らすことは逆行する素案なので反対します。</p>	<p>本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 市では、これまで民間活力を活用し、運営業務の委託化を図ってきましたが、本方針における、今後の保育園運営における民間活力の活用に当たっては、保育環境の変化等による子どもへの影響に留意しつつ、保育園運営に関する財源確保を図ることも重要な視点として認識する中で、多角的に検討しながら、公設民営保育園及び公設公営保育園のそれぞれに相応しい手法を優先的に検討し、活用していくこととしています。 なお、市では、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境についても確認しており、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。</p>
<p>P. 23～24 2効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進 3対象施設 4民間活力の活用の手法</p>	21	<p>方針（案）に「民間活力の活用」とありますが、民間事業者とは企業であり、企業は利潤の追求と企業間のコスト競争が必然です。「質の高いサービスの提供」とは企業が表向きに言ってるだけで、利益が出ないことはやりません。 保育園の経費のほとんどは「人件費」であり、企業が利益を出すためにはこの「人件費」を減らすことが必要であり、保育士の人数を減らすか、「低賃金」の保育士を雇うこととなります。保育の質が低下するのは明らかであり、民営化はやめてください。 また、予算を増やして公立保育園を増やしてください。</p>	<p>本方針の策定に当たっては、第4章に記載のとおり、行財政改革の具体的な取組を示した行革プラン及び平成29年3月に策定した調布市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公立保育園における民間活力の活用や今後の在り方について検討を進めてきました。 また、「調布市子ども条例」の理念にある「子どもは調布の宝、未来への希望」であることを念頭に、調布の子どものために、保育の質を確保しつつ、持続可能な保育サービスの提供につなげていくという視点から検討を重ねてきました。 公立保育園12園のうち4園を除く8園を、民間活力活用の対象施設としていますが、公設民営保育園と公設公営保育園では、現在の運営体制等が異なることから、それぞれの状況に応じた検討を行う必要があるため、方針は別々に整理することとしており、本方針は、公設民営保育園に関する方針となります。 本方針では、公設民営保育園の公私連携型保育所への移行に伴って得られる新たな財源を、市全体の新たな子育て支援ニーズへの対応や保育園運営経費に関する貴重な財源として活用していくこととしています。新たな財源の確保は、保育園運営経費を削減することではなく、公設民営園から民設民営園に移行することで、保育園の運営経費について、国や東京都からの補助を受けることが可能となり、その結果として、市の財政負担が軽減されることとなります。 公私連携型保育所への移行後も、現行の運営経費を維持し、保育サービスが低下することのないよう留意して参ります。 本方針で示している民間活力の活用の対象施設は、公設民営保育園4園、公設公営保育園4園の8園としているため、その他の公設公営保育園4園については、公立保育園が担うべき役割や公立保育園にしかできない役割を整理していく予定です。 保育の質の維持・向上に向けては、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境についても確認しており、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。 なお、企業立の保育園については、市が実施する指導検査の中で、企業会計に基づく適正な会計処理をしていることを確認しています。また、認可保育園の運営費については、社会福祉法人や株式会社といった運営主体によらず、運用ルールが設けられており、適正な運用がなされているかどうかについても、指導検査で確認をしています。 また、市では、保育人材の定着及び離職防止のために、平成27年度から保育士就職相談会を開催しているほか、保育従事職員のための宿舍借り上げ支援事業を実施しています。 更には、保育士等の確保に向けては、処遇改善が重要と認識しており、引き続き、国や東京都の制度を活用しながら、処遇改善等に努めて参ります。今後も、保育人材の安定的な確保及び定着に向けた効果的な取り組みを実施して参ります。 今後も引き続き、私立認可保育園の整備を中心とした待機児童対策とともに、保育の質の維持・向上にも取り組むことで、保育の量と質の両面から、子ども・子育て支援施策を推進して参ります。</p>

【第5章「公設民営保育園における更なる民間活力活用の考え方」】

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 28～30 3公私連携型保育所制度の活用	22	公設民営保育園を公私連携型保育所に移行し、国・都の補助金を活用して確保した財源を新たな子育てニーズ等に活用するという方法には賛成です。移行にあたって、市有財産の処分が必要とのことですが、処分によって運営業者の負担が国・都の補助金以上に増えないよう、十分な検討を行ってください。仙川保育園を例に挙げると、建物の特殊性から、一般的な市有建物と比較し維持費が高くなっていると思います。また環境に配慮した建築ではないため、近年の異常気象により夏季の建物内環境は異常な暑さであり、安全な環境を保つための光熱費も他の施設よりも高額になっていると思います。現在、これらの高額な維持費や光熱費などが市と事業者のどちらで負担されているかわかりませんが、移行によって事業者の負担が国・都の補助金を上回る額となり、事業者の財源を圧迫することで、子供たちの保育に影響を及ぼさないよう、先生方の負担が増えたり待遇が悪化したりしないようにしていただきたいです。よろしく願いいたします。	公私連携型保育所への移行に当たっては、園ごとの課題を整理し、保育園運営における影響などに留意しながら、運営事業者との協議を行い、手続を進めて参ります。
P. 28～30 2取組期間 3公私連携型保育所制度の活用	23	公設民営保育園において、公私連携型保育所制度への移行にあっても、保育サービスの内容についての、チェックは調布市が責任をもって継続することによって、質を保つようにしてほしい。制度の実施にあたっては、利用者に対し、丁寧な説明をし、また、十分な理解が得られた上で実施してください。	市では、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施しており、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境についても確認しています。公設民営保育園を公私連携型保育所へ移行させた後も、引き続き、指導検査を実施して参ります。また、今回のパブリック・コメント手続きの実施に当たり、公設民営保育園の在籍児童保護者に対して、本方針（案）を個別に配布し、周知を図って参りました。公私連携型保育所への移行の際には、移行に伴う園ごとの課題を整理し、準備が整った時点で、移行手続きを丁寧に実施して参ります。
P. 28～30 3公私連携型保育所制度の活用	24	「公設民営保育園」と「公私連携型保育所」（という名の「民設民営保育園」（P.28）の比較がP.29の表にあるが、主目的は5千万円/年の費用削減だが、単に調布市の負担を国や東京都が肩代わりするだけのようで、市民・都民・国民には意味がない。	子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て支援ニーズは多様化しています。市において持続可能な保育サービスの継続した提供や、様々な子育てニーズへ対応していくためには、財源の確保は非常に重要な取組の一つであると考えています。
P. 28～30 3公私連携型保育所制度の活用	25	「公設民営保育園」と「公私連携型保育所」（という名の「民設民営保育園」（P.28）の比較がP.29の表にあるが、設置主体が「調布市」から「事業者」になり、運営主体と調布市の関係が「調布市（事業者への事業委託）」から「事業者（市と協定締結）」に変化する。このことによって、保育の質が低下してはならない。どのように担保するのか。一番重要なことは「事業者」の選択である。	27ページに記載のとおり、公設民営保育園の公私連携型保育所への移行に当たっては、現在の運営法人が引き続き運営を行うこととしています。その理由としては、民間活力の活用にあたっては、保育環境の変化による子どもへの影響に留意した手法を優先的に検討し、活用していきたいと考えているためです。市では、保育の質の維持・向上に向けた取組として、保育アドバイザー（公立保育園長経験者）による巡回指導のほか、平成28年度から、市内の全認可保育園に対して、1年に1回の指導検査を実施し、保育内容の確認はもとより、職員配置状況や職場環境についても確認しており、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供していることを確認しています。民間活力の活用にあたっては、今後も引き続き、保育の質の維持・向上に努めて参ります。
P. 28～30 3公私連携型保育所制度の活用	26	P.28 公私連携型保育所の運営主体として、どのようなものが可能で、どのようなものを想定しているのか？事業の公益性、永続性、原則非営利性から、株式会社でなく、社会福祉法人などにすべきである。	公私連携型保育所の運営主体としては、社会福祉法人をはじめ、株式会社などの民間事業者も運営が可能となります。市としては、27ページに記載のとおり、公設民営保育園の公私連携型保育所への移行に当たっては、現在の運営法人が引き続き運営を行うこととしています。その理由としては、民間活力の活用にあたっては、保育環境の変化による子どもへの影響に留意した手法を優先的に検討し、活用していきたいと考えているためです。つきましては、現行の市内公設民営保育園は、社会福祉法人の運営が3園、株式会社の運営が1園となっており、公私連携型保育所の移行後も、現在の運営事業者が引き続き運営を行う予定です。なお、企業立の保育園については、市が実施する指導検査の中で、企業会計に基づく適正な会計処理をしていることを確認しています。また、認可保育園の運営費については、社会福祉法人や株式会社といった運営主体によらず、運用ルールが設けられており、適正な運用がなされているかどうかについても、指導検査で確認をしています。
P. 28～30 3公私連携型保育所制度の活用	27	P.28.他自治体（特に近隣自治体）における、公私連携型保育所の運営主体の例を挙げられたし。また、その評価も。	公私連携型保育所制度を活用している近隣自治体としては、府中市や三鷹市などで実施していることは認識しており、運営主体は社会福祉法人となっています。評価については、現時点では把握しておりません。
P. 28～30 3公私連携型保育所制度の活用	28	P.28.「公私連携型保育所制度に移行する際は、市有財産（土地・建物・備品）の処分（「無償又は廉価での貸付け」又は「譲渡」）が必要となる」とあるが、どのような形態にするのか？固定資産については、安易に譲渡すべきではない。	「公私連携型保育所」に移行する際は、市が所有する土地や建物などの無償譲渡又は廉価での貸付けが要件の一つとなりますが、本方針では、財産処分の方法を検討するにあたっては、保育及び運営に支障をきたすことがないように、移行する保育園における土地・建物等の所有状況及び状態等を総合的に検討して処分方法を決定することとしており、「無償又は廉価での貸付け」による公私連携型保育所への移行も想定しています。市民の財産である市有財産の処分については、慎重に検討をして参ります。

【第5章「公設民営保育園における更なる民間活力活用の考え方」】

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 28～30 3公私連携型保育所制度の活用	29	今回「公共施設等総合管理計画実施、公共施設マネジメント計画にむけての施策でいけば、市の税収がなくなるから、民間に任せる。財政難。という計画に対しても、この手法は、市の財源を減らすことになるので反対です。特に今回の公設民営保育園のうち現在株式会社が運営をしている園もあるので。保育公設民営保育園を民間保育園にするために、市有財産(土地・建物・備品)を「無償又は廉価での貸付け」「譲渡」するとしている。この手法に対しても反対します。	子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て支援ニーズは多様化しています。市において持続可能な保育サービスの継続した提供や、様々な子育てニーズへ対応していくためには、財源の確保は非常に重要な取組の一つと考えています。 なお、企業立の保育園については、市が実施する指導検査の中で、企業会計に基づく適正な会計処理をしていることを確認しています。また、認可保育園の運営費については、社会福祉法人や株式会社といった運営主体によらず、運用ルールが設けられており、適正な運用がなされているかどうかについても、指導検査で確認をしています。 また、「公私連携型保育所」に移行する際は、市が所有する土地や建物などの無償譲渡又は廉価での貸付けが要件の一つとなりますが、本方針では、財産処分の方法を検討するに当たっては、保育及び運営に支障をきたすことがないよう、移行する保育園における土地・建物等の所有状況及び状態等を総合的に検討して処分方法を決定することとしており、「無償又は廉価での貸付け」による公私連携型保育所への移行も想定しています。 市民の財産である市有財産の処分については、慎重に検討をして参ります。
P. 28～30 3公私連携型保育所制度の活用	30	公私連携型保育所への移行の際(土地)の「譲渡」というのは適切ではないと考えます。市民の財産であり、事業の将来性に不透明なところもあるのではないかと思います。	公私連携型保育所への移行の際の市有財産の処分については、28ページに記載しているとおり、移行の際は、市有財産の「無償又は廉価での貸付け」か「譲渡」を選択することができますが、財産処分の方法を検討するに当たっては、当該園の保育及び運営に支障をきたすことがないよう、土地・建物等の所有状況及び状態等を総合的に検討して処分方法を決定する予定です。